秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第15号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例 秋田市建築基準法関係手数料条例(平成12年秋田市条例第8号)の一部 を次のように改正する。

別表中第49号を第52号とし、第44号から第48号までを3号ずつ繰り下げ、同表第43号中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第46号とし、同表第42号中「各部分」を「新築もしくは一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物の各部分」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第45号とし、同表第41号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等をするものに限る」に改め、同号を同表第44号とし、同表第40号中「建築され」を「建築等をし」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第39号を第42号とし、第21号から第38号までを3号ずつ繰り下げ、第20号を第22号とし、同号の次に次のように加える。

(23) 法第58条第2項の規定に基 づく高度地区における建築物の 物の高さの特例許可申 高さに関する特例の許可の申請 請手数料 に対する審査

別表中第19号を第21号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同表第15号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同号を同表第17号とし、同表第14号を同表第15号とし、同号の次に次のように加える。

(16) 法第55条第3項の規定に基 建築物の高さの特例許 160,000円 づく建築物の高さに関する特例 可申請手数料 の許可の申請に対する審査

別表中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、 第9号の次に次のように加える。

(10) 法第52条第6項第3号の規 定に基づく建築物の容積率に関 する特例の認定の申請に対する 審査

別表の備考の1中「第35号」を「第38号」に改め、同表の備考の2中 「第46号」を「第49号」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。